

生活保護分野における番号利用・情報連携の手続例

例) 生活保護の申請の受理、審査、保護の決定

※想定されるパターンの中のいくつかを例示したものです。本資料を参考に各自自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

1. 番号利用の概要

生活保護の申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

保護の決定を行う際の必要な調査として、上記により取得したマイナンバーにより、情報連携ネットワークシステムを利用して、他の行政機関等から、地方税関係情報（転入前市町村から）、年金給付関係情報（日本年金機構から）、雇用保険給付関係情報（ハローワークから）等を取得する。

○市又は福祉事務所を管理する町村に居住している場合



児童福祉分野における番号利用・情報連携の手続例

例) 児童扶養手当の支給申請、認定

1. 番号利用の概要

児童扶養手当の支給申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、支給申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

児童扶養手当の支給の認定のための審査の際に、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)等を取得する。

①市、福祉事務所を管理する町村が事務を行う場合



※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

提案事項に係る見解について（補足資料）

平成 29 年 8 月 2 日
厚生労働省

- 市や福祉事務所において、児童扶養手当の返還請求権が発生した際の返還額相当分の回収が困難であることが、貴市からのご提案の背景にあると考えており、そのような状況を生じさせない何らかの工夫が重要であると考えている。
- 類似の事例として、生活保護法における「被保護者が遡及して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護金品に相当する金額の返還（63 条）」については、『平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）』において、「保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討」することとしており、マイナンバーを活用した情報連携の仕組みを活用していくこととしているが、本案についてもこの仕組みの活用が出来るのではないかと考えている。
- 公的年金制度は、老齢や障害等の保険事故が発生したことにより、稼得能力を喪失し、または減退した者が、その後の生活を維持できるように所得補償を行うことを目的としているものであり、年金の給付を受ける権利は、国民年金法第 24 条や厚生年金保険法第 41 条により、譲渡や差押えが禁止されている。これは、譲渡や差押えによって年金の受給権の保護が図られなくなり、受給権者の生活を保障するという国民年金法等の趣旨・目的が損なわれることを防止するためである。このように、公的年金の給付は、全国民にとって高齢期等の生活を支える存在であり、期待された給付を安定的かつ確実に行うことが重要である。
- また、差押禁止債権たる年金の受給権については、民法第 510 条により、相殺が禁止されている。こうした中で、提案について新たな立法措置を講ずる場合には、国民年金法等により実現している「年金受給権の保護」という国民の利益を上回る保護法益が、その立法措置に存在するのかといった観点からの検討が必要である。
- 例えば、高齢者が支払う介護保険料や後期高齢者医療保険制度の保険料については、法律により、年金給付からの天引き（特別徴収）が認められているが、これは、過去の判例で、「老齢退職年金の主な目的が、老後の生活保障の柱として、老後の日常生活の基礎的部分を賄うことにあるところ、介護保険料は高齢期の介護リスクに備えるために納付が義務付けられるものであり、老後の日常生活の基礎的な経費に相当するもの」とされているところである。

参照条文

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）

（受給権の保護）

第二十四条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢基礎年金又は付加年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

（受給権の保護及び公課の禁止）

第四十一条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

民法（明治 29 年法律第 89 号）

（差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止）

第五百十条 債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

（保険料の徴収の方法）

第一百三十一条 第二十九条の保険料の徴収については、第一百三十五条の規定により特別徴収（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（中略）の方法によらなければならない。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

（保険料の徴収の方法）

第七十条 市町村による第四十条の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令で定める者を除く。）から老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（中略）の方法によらなければならない。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成 25 年法律第 27 号)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八～十五 (略)

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

附 則

(日本年金機構に係る経過措置)

第三条の二 (略)

2 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

別表第二 (第十九条、第二十一条関係)

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
五十七 都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する <u>公的年金給付の支給に関する情報</u> であつて主務省令で定めるもの

平成 17 年(行コ)第 65 号 介護保険料賦課決定処分取消請求控訴事件（抜粋）
(大阪高等裁判所第 1 民事部判決)

3 保険料の特別徴収方式が憲法 25 条に反するか

(2) 介護保険制度が憲法 25 条を具体化する立法であることからすれば、保険料の徴収方法について、どのような立法措置を講じるかについても、立法府に広い裁量が認められるべきである。そして、保険料を被保険者に納付させるより、保険料相当額を年金から天引きして市町村に納入させる方が、介護保険事業に要する費用を賄っている保険料を確実にかつ効率的に徴収することができる。また、被保険者にとっても、保険料の納付が簡易になるだけでなく、介護保険制度の財政安定化により、保険給付の確実な提供という利益を享受することもできる。

控訴人は、特別徴収方式は年金受給権を侵害すると主張するが、老齢退職年金の主な目的が、老後の生活保障の柱として、老後の日常生活の基礎的部分を賄うことにあるところ、介護保険料は高齢期の介護リスクに備えるために納付が義務付けられるものであり、老後の日常生活の基礎的な経費に相当するものであるから、同年金から介護保険料を天引きしたとしても、直ちに年金の上記目的に反することにはならない。